

社会福祉理論の性格についての考察

An Essay on the Specific Characteristics of Social Welfare Theories

吉村 公夫

Kimio YOSHIMURA

はじめに

本稿では、社会福祉（社会事業）理論の特徴的性格に関して考察する。ここでの考察の対象として、大河内一男、孝橋正一、一番々瀬康子のそれぞれの社会事業、社会福祉についての見解を取り上げる。社会事業、社会福祉の性格づけに関して、継承されてきているものを中心とする。

1 大河内一男

大河内の論考は、中央社会事業協会の機関紙『社会事業』の1938年（昭和13年）8月号に掲載された、「我国に於ける社会事業の現在及び将来」（以下、「13年論文」と略記する）を取り上げる。その理由は、この論文がその後の、社会事業の理論研究に大きな影響を与えたからである。後述する、孝橋正一は、この論文での、大河内の考えを継承して、自らの社会事業理論を作り上げた。大河内は、この「13年論文」で、初めて、社会事業を科学（社会科学）の立場から位置づけたと評されてきている。大河内は、わが国で初めて、社会政策の概念を、科学（社会科学）的に位置づけたと言われている、社会政策の研究者である。当時のドイツでの、そしてその影響下にあった日本の社会政策概念を、資本制経済との関係で、「資本主義社会そのものの本質」から、位置づけた。そして、この13年論文において、社会事業を、資本制経済との関係で性格づけた。正確には、社会政策を資本主義社会そのものの本質から位置づけ、社会政策との関係から、社会事業を性格づけた。

この13年論文は、戦後、社会政策に関して、「大河内理論」を打ち出したと言われる、昭和15年発行の『社会政策の基本問題』にも収められている。なお、ここでは、便宜上、青林書院新社発行の大河内一男著作集第5巻『社会政策の基本問題』（1969年）を使用する。

大河内が社会事業に関わるようになったのは、この論文を契機とするようである。『社会事業』に発表したことが、「縁で急に社会事業関係者と親しくなり、私にとっても新しい研究分野、これまで見おとしてきた分野が拓けるようになりました。」¹⁾と述べている。

13年論文の執筆意図としては、「これは伝統的な社会事業理論をかなり細かく検討し新しく方向づけてみようという、私としては多少野心的なものでした。」²⁾

「私自身としては、それ以前に自分でずっとやっていた社会政策論の1つのアプリケーションとして、社会事業の本質論ともいべきものになんとか締めくくりをつけてみたいという気持ちで、いろいろ同好の諸君と議論しながら書いてみたものです。その当時までの社会事業論は、全く社会政策と無関係のもの、慈恵的なもの、個人的なもの、と考えられており、理論的にも社会政策とは断絶がありました」と。³⁾

13年論文で、大河内は、社会政策論のアプリケーションとして、社会政策と社会事業の両者の関係を見てゆく。問題は、「社会政策と社会事業の両者の差異を何処に求むべきか」、また、「二つのものは相互に如何に係わり合っているかを吟味する」とし、⁴⁾ 検討に取りかかっている。社会事業も社会政策も、社会の、資本制的な経済社会の、所謂「庶民」階級をその対象としている点では共通であろう。社会政策が社会事業と根本的に異なる点は、社会政策が、「庶民」の福祉を、労働者として、厳密に言えば、生産者として捉えようとする点にある。⁵⁾

また、社会政策が、国民経済における生産者としての資格における要救護性にその課題を見出すのに対して、社会事業は、「社会政策の対象としての生産者たる資格を永久的になり一時的なり喪失し、斯くして国民経済的連繫から切断されて在ることが同時に社会事業の対象としての要救護性を創り出すという関係である」⁶⁾。換言すれば、「一般消費者としての資格」。さらに、「社会事業の場合における要救護性は、資本制経済との優れた意味での連繫を断たれ、社会的分業の一貫たることを止めた場合における経済的、保健的、道徳的、教育的等の要救護性であり、この意味でそれは、資本制経済の再生産の機構から一応脱落した、謂わば経済秩序外的存在だと言うことが出来るであろう」と。⁷⁾

社会政策と社会事業は、上記のように、要救護性が異なるので、相並行して進み得るものである。⁸⁾ 相並行して進み得るものとの指摘で、社会事業は、「…他方に於いては、一般に保健・衛生、教育等の領域に於いて、積極的な改善を図ってその要救護性の発生を予防しようとするものである。従って社会事業は、一方では救貧事業的または慈善事業的活動として既に生じた事態に対して救恤的に関係し、他方では福利事業的に要救護性の増大を防ぎ予防的活動をするとともに、積極的に「庶民」ないし無産者の経済的或いは一般文化的生活の指導更生を図るものである。社会事業は社会政策の周囲に働き、社会政策の以前と以後とにその場所を持つものと言うことが出来る。」⁹⁾

この二つの並行的発展や進んでのその相互補強的関連は、資本制経済発展の異なる段階に於いては異なる組合せを以って現われる。なぜなら、社会政策には資本制社会に於いて特定の限界が潜んでいるのに対して、社会事業には社会政策に見られるごとき限界が存在しないから。そして、この社会政策の限界は、費用、つまり、「産業負担」ないし国庫の負担、二つ目は、労働者の一定限度以上の急進化を促進するが如き政策たるを許容し得ないということ。

資本制経済が長期的な不況期に入るか、一般的「危機」の時期に陥ち込む時、社会政策における「限界」が急速に表面化する。このように、社会政策の停滞・後退と相並んで、厳密に言えばそれらの事態を究極の原因として、社会事業の必要が増大する。つまり、社会事業による社会

政策の補充は、或いは進んでその「代位」は、益々不可避の一般的傾向でなければならない。

さらに、日本では、後進資本制経済であることでの日本経済の後進性が、社会政策と社会事業の関係にも日本的形態をもたらした。社会事業は、生産的任務を尽くすことによって、社会政策的諸方を「補完」(補充)するが、社会政策的施設が欠如しているか乃至は歪められた形態に於いてのみ存在する場合には社会事業は社会政策に「代位」(代置)せしめられる。¹⁰⁾

補完の例としては、婦人の職場への進出は、託児所施設(社会事業)の拡張を不可避のものとする。かくして託児所(社会事業)は、それが従来持っていた救済的・教育的任務のほか、経済的或いは生産的職能を営み始めることになる。つまり、社会事業は社会政策的性質を持つに至る。¹¹⁾

代位の例としては、失業問題は、失業保険制度(社会政策)の欠如によって、土木救済事業(社会事業)によって処理されてきた。また、結核女工に対して、労働者保護(社会政策)の欠如から、「帰郷」を通して農村全般に結核菌を散布し、やがて農村一般の体位低下、慢性的栄養不足を結果した。そこで農村社会事業の提唱が台頭し始めた。¹²⁾

大河内は、当時の日本の状況を踏まえて、資本制経済社会では、社会政策には限界があり、そのため、社会事業が社会政策を補完したり、代位したりする働きをすると分析した。

2) 風早八十二

ここで、大河内の同時代で、当時、社会政策を研究していて、社会政策と社会事業についても論究している、風早八十二の論考を取り上げる。

風早八十二の社会事業論は、雑誌『社会事業』1938年10月号に、「社会事業と社会政策」として発表されている。ここでは、便宜上、1949年に時潮社から刊行された『日本社会政策の理論』に所収されている「社会事業と社会政策」を使用する。

風早によれば、社会政策も社会事業も、「資本の運動行程において必然的に発生した無産的乃至貧窮の人口を対象とし、これに対して資本がその運行を順当に継続せんが為に行ふところの、合目的な施設であり、それ自体資本の運動法則に従属したものである点において、本質を同じくする」、ただ、「社会政策の対象とするところは、直接生産担当者及び極めて間近かな距離において、生産担当を待機せる失業人口であり、社会事業の対象は、将来的潜在的労働力、もしくは労働能力欠如者たること」である。¹³⁾

この「将来労働能力者たりうるべき人口」もしくは「資本の直接生産行程及びその近い周辺から脱落せる人口」のため、社会事業は「半」生産的、若しくは「不」生産的であると。具体的には、「労働諸条件の改善(最低労働賃銀制・労働時間制限・健康保険制等)と共に相対的過剰人口の一部を構成する失業者のための失業保険制の実施こそは『社会政策』と称せられるる方策であり、これに対して、遂に永久・半永久に職場を失へる窮貧者に対する救護施設こそは、社会事業の内容たるものである。即ち、育児院・母子ホーム・託児所・産院など、孤児その他の窮貧児童を労働能力者たりうべく、その最低限の成長を保証せんとする、「半」生産的施設と、免囚保護事業の如く、再犯防止の消極的目的と同時に好況期における万一の予備労働力を培養しておかんと

する「半」生産的意義とを兼ね含む施設、傷兵院乃至再教育補導の如く勇士に対する国家の敬意と同時に労働能力の復活を目指す施設、社会的危険防止のための隔離を主目的とする長期患者に対する収容・慰安施設・助葬事業・扶養者なき高齢者に対する養老院などがある。¹⁴⁾

これらの具体例は、マルクスの述べる、相対的過剰人口の最下層である、被救恤的窮民を形作るどころの、1) 労働能力者、2) 産業予備軍候補者である孤児または貧困児、3) 没落者・高齢者・不具者・病弱者・寡婦などの労働不能者たちを、当時成立した社会事業法の対象を勘案して列記したものである。

大河内は、13年論文では、産業予備軍との指摘はあるが、具体的に、被救恤的窮民とは述べていない。頭の中ではあったと思われる。前出の「…救恤的に関係し…」とあるように。大河内が、社会事業の対象をはっきりと「被救恤的窮民」と規定するのは、戦後に著わした、『社会政策 各論』においてである。¹⁵⁾

風早は、「将来的潜在的労働力」、「労働能力欠如者」、「将来労働能力たりうべき人口」、「永久・半永久に職場を失へる貧窮者」、「予備労働力」、「労働能力の復活」という表現から分かるように、労働能力の点から、大河内よりも、明確に、社会事業の対象を性格づけている。

社会事業と社会政策との関係については、社会政策の欠如あるいは不十分が、社会事業によって代替されたと述べており、大河内の指摘と同じである。

2 孝橋正一

大河内の社会事業についての理論構成の矛盾、論理を整理したのが、孝橋正一である。孝橋は大河内だけを扱った訳ではないが、継承しているのは大河内の社会事業論であり、大河内の社会事業論が先行研究と言える。

孝橋は、大河内の、資本制経済社会 → 社会政策 → 社会事業という関係性を追求せず、資本制社会の中での、社会政策と社会事業の関係を並列的に論じる。¹⁶⁾

孝橋は、一般に社会問題といわれるものを、社会的諸問題といい、これは、資本主義制度を貫徹する社会＝経済法則の作用の結果として生まれるものと考え、この社会的諸問題は、社会問題と社会的問題に分けられる。前者が、社会の基礎的・本質的課題であり、後者が社会における関係的・派生的課題とされる。そして、この社会問題への社会的対応が、社会政策であり、社会的問題への対応が、社会事業と。¹⁷⁾

資本主義社会が、基礎的・本質的に社会問題をよびさますところから、それに重ねて、あるいはそれに関連して、またそのことの結果として、関係的に派生してきて、労働者＝国民大衆にその担い手を見出すところの、第二次的な社会的困難が社会的問題。

社会問題は、換言すれば、賃金問題であり、労働問題である。「労働賃金の僅少性という社会制度的規定は、一方において労働条件の基本問題としての意義と性格を担いつつ、他方においてそれがそのまま労働者の社会生活を規定し、社会的必要の欠乏（社会的障害）状態の存在を特徴づ

けている」、「…一定の歴史的・社会的な生活水準にてらして労働者の生活が社会的必要の欠乏（社会的障害）状態におかれている」と。¹⁸⁾

いささか、分かりづらいので、具体的には、どのような人々が対象となるかを見てみると、「…なんらかの事情のために、労働の能力や機会を失い、その行きつくところその意志さえ失ってしまった労働者（とその家族）…、傷病や身心障害のために、はじめから労働能力を欠いている者、生計支持者を失って独力で収入を確保しなければならなくなった未亡人（母子）、まだ身心が未熟な状態のまま扶養者を失うか貧困のために放置されている児童、すでに労働能力を退化・喪失しながら扶養者のない老人などは、多くの場合その社会的必要をみたすために必要な購買力獲得のための前提条件を欠いているので、そのままではどんな種類の社会的必要をもみたすことができない社会的障害の担い手としてたたされてる」。¹⁹⁾

「…社会事業の対象としての社会的人間（労働者＝国民大衆）は、豊富で多様な相貌をもって、私達のまえにあらわれている。…労働の能力と機会にめぐまれている労働者とその家族で、生活上の社会的必要を十分にみたすことのできないものをはじめとして、…労働の機会から見放されている失業者、疾病・傷害・廃疾や身心障害のために労働能力を欠くかまたは十分にそれを働かすことのできない者、すでに生理的に労働能力を失ってしまった老人や、まだ身心の発育が未熟な児童で、扶養者がなくて生活がなりたたない者、生計支持者を失った未亡人（母子）で労働の能力が不十分であるか、よい労働機会を見出すことのできない者、犯罪をおかすかまたはそのおそれがあり、あるいは釈放されたがその事情や経歴のため労働機会にめぐまれない者、ついには労働の意思さえ失ってしまった者、天災その他災害のために一時的に生活の困難をきたした者、その他なんらかの事情で生活がなりたたなくなった者などである」。²⁰⁾

孝橋は、「大河内一男氏のいう…被救恤的窮民とは、この救貧法的概念をそのままの意味と内容で、社会事業の対象認識一般に（そして不等に）拡大解釈した誤謬をおかすものにほかならない」²¹⁾と、大河内が、社会事業の対象を、救貧法時代の被救恤的窮民としたことの誤りを指摘しているが、前出の、マルクスの被救恤的窮民、風早の相対的過剰人口によった列記と見てくると、孝橋の社会事業の対象も、同じく、相対的過剰人口の被救恤的窮民をふくらしたものと受け取られる。ただ、大きく違うところは、それぞれに、「労働能力」という言葉がはさまれていることである。この点、風早と共通している。

「労働能力」が働くことで、これが基本的・本質的で、そこから外れている（關係的・派生的）状態を表現しているとも言える。

「…窮民の現代的形態をそのなかにふくんでいる相対的過剰人口の各種の形態にまでそのひろがりをもっていること」²²⁾、「相対的過剰人口の最後の形態である窮民の現代的形態がどんな生活状態にあるか」、「いまやその被救恤的窮民が窮乏化法則のもとに、質的变化を経験しつつ拡大再生産せられ、それがあつた種の社会的障害を形成することによって、“社会的問題”の担い手としてたっている」²³⁾、「産業労働者といわゆる被救恤的窮民ないし窮民の現代的形態などの対象の種別を問わず、…これらの人々のすべてが、その社会生活の条件である所得＝購買力を絶対的

・相対的に欠いているために、社会的必要の欠乏（社会的障害）状態におかれている」²⁴⁾との記述から分かるように、孝橋においては、被救恤の窮民の現代的形態が、社会事業の対象と理解される。大河内を批判しているが。

大河内は、社会政策が生産者、社会事業が消費者、前者が経済秩序内の存在、後者が経済秩序外的存在と対象を人で区別したが、孝橋は、同じ社会的人間（労働者）で、この労働者が担っている課題の性質の違いによって、社会政策と社会事業を区分した。故に、大河内と違って、同一の人間に、同時に働きかけることができるし、働きかけている。例えば、「…最低賃金、健康・失業・老令などをふくむ社会政策としての社会保険の各制度に重ねて、社会事業としての社会保険・国家扶助や公・私主体による各種の社会的サービスがよびさまされ、そこに社会生活の広汎な領域にわたって豊かな内容をもった社会事業の分野がひらかれていくのである」と。²⁵⁾

この指摘は、仲村優一の述べる「社会福祉の3つの補充性」の1つに引き継がれていると思われる。仲村の場合は、社会政策ではなく、一般対策とされているが。例として、高齢者に対して、社会保険によって所得保障が一律・普遍的に行われる。他方社会福祉で、老人家庭奉仕員によるサービスが、個別的・対人的に提供される。²⁶⁾

3 一番ヶ瀬康子

孝橋正一の子社会事業理論を批判的に継承しようとする研究者はいく人も見られるが、その中でも、孝橋の次の世代としては、真田是、一番ヶ瀬康子、高島進らがいる。ここでは、一番ヶ瀬康子の社会事業理論、彼女の場合は、当初、社会福祉事業といい、現在は、社会福祉といっているので、以下、社会福祉で統一して使用する。

一番ヶ瀬は、社会福祉の対象を生活問題と把握する。「社会問題のうち、資本主義社会の矛盾が、労働力の消費過程すなわち職場で、また、労働条件、労資関係において明確化することを通常労働問題といい、生活の営み、すなわち労働力の再生産部面で問題になることを生活問題という」。²⁷⁾より基本的な問題は、「生活が労働条件とくに賃金によって規制され、またささえられるわけであるから、労働問題にあるといえよう」。²⁸⁾しかし、「生活は、それぞれの世帯の中で私的に個別に営まれているものであり、私有財産制度を基盤とした資本主義社会において、その性格はいっそう強調される。そのため、生活をささえる雇用や賃金が、社会経済的な事情や法則によって定まるにもかかわらず、生活自体は、労働者個人個人の責任において、『自助（Self-Help）』することが原則とされている。したがって、生活問題は、労働問題に比してより個性性が強い」。²⁹⁾

一番ヶ瀬は、孝橋の、社会問題（労働問題）と社会的問題という、抽象的で分かりづらい区分を、はっきりと、労働問題と生活問題とに名づけ分けた。また、孝橋の、社会問題（労働問題）と社会的問題の関係が、前者が基礎的・本質的課題で、後者が关系的・派生的課題としたものを、明確に、労働力をキー概念に、労働問題が労働力の消費過程での問題で、換言すれば、労働条件、

労資関係により問題が発生する。そして、労働力の消費過程、職場に対して、労働力の再生産部面、世帯で問題になること。また、孝橋の「社会的問題」や一般に社会問題と名づけられていた事象を、「生活問題」と定義したこと。そして、この生活問題が、労働問題に較べて、個性が強いことを明らかにしたことである。

ここから、労働問題への対応が、比較的普遍的な施策で在るのに対して、生活問題への対応、社会福祉が、個別的、具体的であることが必然とされる。生活問題の把握が、微視的なものになることが求められてくることも導かれる。ここからさらに、社会福祉の技術への繋がりが導きだせるのではないかと考えられる。³⁰⁾

一番ヶ瀬は、また、「対象のもっている労働力の状態によって問題の形態がことなるゆえ、…生活問題のなかの分野をより具体的にたとえば児童問題、婦人問題、老人問題などというように、考察し把握する」。³¹⁾

まず、問題を、原初的な問題、分化した問題、一時的な問題に分け、原初的な問題には、貧窮者問題があり、労働力の状態としては、「労働力再生産の破壊」と把握する。そして、貧窮者問題を、生活困窮者問題と低所得者問題に分ける。この生活困窮者への対応が、生活保護事業と位置づけられる。

次に、分化し問題の1つは、児童問題で、労働力の状態としては、「未来の労働力」。2つには婦人問題で、「市場価格の安い労働力」。老人問題は「衰退した労働力」の状態。疾病問題は、「一時的な欠損労働力」。身体障害者問題は、「永続的な欠損労働力」。精神薄弱者問題も「永続的な欠損労働力」。非行問題は、「社会的不適応労働力」と把握される。

一時的な問題には、労働力の状態による性格づけはなく、戦争被害問題と災害問題があげられている。³²⁾

この労働力の状態による生活問題の分野の分類、社会福祉の体系の整理は画期的と言えるものである。戦前から事業の分類は存在したが、それは実際にある事業を列記しただけであり、なぜその事業があるのか、また、なぜそうした分類なのかの意味が、説得的に説明されてこなかった。この一番ヶ瀬試案と名づけられた、社会福祉事業体系は、現行の事業を存在や必要性を説明するだけでなく、新しい事業を、その必要性を根拠づける体系にもなる。さらに、新しい法制の必要性も。「永続的な欠損労働力」の状態は、身体障害者問題と精神薄弱者問題に共通する。故に、障害者問題としていいということが明らかになる。そして、障害者福祉法といった法制の必要性も。

ここで、もう少し、労働力の状態による性格づけを見てみる。孝橋の性格づけと対照して見ると、障害に関して、孝橋は、「疾病・傷害・廃疾や身心障害のために労働能力を欠くかまたは十分にそれを働かすことのできない者」と述べ、特に、後段の「十分に労働能力を働かすことができない者」については、一番ヶ瀬のものより、適切ではないか。つまり、働かすことができないというのは、働く意思があるのに労働機会がないとか、安い賃金の職場しかないとか。この性格づけの方が、法制として、雇用促進法の必要性が理解される。また、母子の「よい労働機会を見出すことのできない者」というのも、妥当ではないか。法制として、男女雇用機会均等法の必要性

がより理解される。

孝橋の理論構成が1950年代で、その時代、生活保護法、児童福祉法、身体障害者福祉法の3法しかなかったことの制約がある。一番ヶ瀬の理論構成は1960年代後半で、福祉6法と言われる、主な法律がそろっていた時代であった。いづれにしても、一番ヶ瀬の事業体系には、「労働市場での労働力の売買の結果による、労働力の状態による」という注釈をつけるべきではないだろうか。

もう1つだけ、一番ヶ瀬の貢献をここで取り上げる。それは、社会福祉が対応する生活問題が、「他人ごとではない」というキー概念を持ち込んで説明したことである。労働者、賃労働者は、生産手段をもっていない。そのため、他人に雇われて、自らの体内にひそむ労働力を賃金にかえ、その賃金をもって生活資料を買い、日々に生活を送っている。その生活とくに衣食住など、世帯単位におこなわれている営みをつうじて、ふたたび労働力を回復し職場に出ていく。売るべき十分な労働力がなければ、労働力が買われなければ、世帯内で再生産されるだけの賃金で交換されなければ、その労働者の世帯での生活は支障をきたし、労働力の再生産は不十分、不完全となってくる。いいかえれば、「労働者およびその世帯員の生活、さらに生命は、その労働力の状態およびその労働力交換の状態に規制されている」。³³⁾ このことを、一番ヶ瀬が、「他人ごとではない」という言葉で、感性的に訴えた。³⁴⁾ 自分や自分を含めた世帯が、貧窮問題、児童問題、婦人問題、障害者問題、老人問題の対象になると。労働力とその売買の状況によって生活が規定されていること。それは、言葉を換えれば、可能性という意味で、私達が障害者になるという可能性、子どもに障害児が生まれる可能性、偏見や差別から労働の場を奪われる可能性等である。

一番ヶ瀬康子の社会福祉理論をどのように批判的継承をして、今日の社会福祉理論を創って行くかは、今後の課題である。³⁵⁾

註

- 1) 大河内一男著『暗い谷間の自伝-追憶と意見-』、中央公論社、1979年、p.188。
- 2) 大河内一男著『社会政策四十年』、東京大学出版会、1970年、p.145。
- 3) 同書、pp.151~2。
- 4) 大河内一男著『社会政策の基本問題』、青林書院新社、1969年、p.310。
- 5) 同書。
- 6) 同書、p.313。
- 7) 同書。
- 8) 同書、p.313。
- 9) 同書、p.314。
- 10) 同書、p.326。
- 11) 同書、pp.322~3。
- 12) 同書、pp.317~8。
- 13) 風早八十二著『日本社会政策の理論』、時潮社、1949年、p.54。
- 14) 同書、p.54。
- 15) 大河内一男著『社会政策(各論)』、有斐閣、1950年、p.27。
- 16) 大河内による、社会政策と社会事業の間の、代位(代置)と補完(補充)の関係は、孝橋によって、代

替性、補充性という概念に受け継がれているが、本論では扱わず、別に論じる予定。

- 17) 孝橋の社会事業理論は、1950年に出された、『社会事業の基礎理論』が初出だが、その後大きく変わっていないので、ここでは、便宜上、孝橋正一著『全訂 社会事業の基本問題』、ミネルヴァ書房、1962年、pp.31～47。
- 18) 同書、p.42。
- 19) 同書、pp.42～3。
- 20) 同書、pp.142～3。
- 21) 同書、p.145。
- 22) 同書、p.147。
- 23) 同書、p.149。
- 24) 同書、p.150。
- 25) 同書、p.149。
- 26) 仲村優一著「社会福祉の原理」、仲村、三浦、阿部編著『社会福祉教室』、有斐閣、1977年、p.15。
- 27) 一番ヶ瀬康子著『社会福祉事業概論』、誠信書房、1964年、p.21。
- 28) 同書。
- 29) 同書、p.22。
- 30) この点の展開は別の論考で果たしたいと考えている。
- 31) 同書、p.130。
- 32) 同書、pp.114～7。
- 33) 同書、p.20。
- 34) 一番ヶ瀬康子著『社会福祉の道』、風媒社、1972年、pp.10～36。
- 35) その試みの一部は、古川孝順による一連の論考に伺える。この検討も今後の課題としたい。

参考文献

- 1 孝橋正一著『統 社会事業の基本問題』、ミネルヴァ書房、1973年。
- 2 真田是著『戦後日本社会福祉論争』、法律文化社、1979年。
- 3 一番ヶ瀬康子著『一番ヶ瀬康子 社会福祉著作集 第1巻 社会福祉とはなにか』、労働旬報社、1994年
- 4 古川孝順著『社会福祉学序説』、有斐閣、1994年。
- 5 吉田久一著『日本社会福祉理論史』、勁草書房、1995年。
- 6 宮田和明著『現代日本社会福祉政策論』、ミネルヴァ書房、1996年。